



虐待のおそれがある事態

動物の愛護及び管理に関する法律 (最終改正平成26年5月)

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四十六条の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (最終改正平成27年5月環境省令第23号)

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待のおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

虐待のおそれがある事態

2016 平成28年1月現在の情報に基づいています。
法規法令等は改正されますのでご注意ください。

多頭飼育が原因の、猫の保護や救済が社会問題になることがあります。

平成26年に改正された動物愛護法（但し略称）には、そのような事態が起こることを防ぐ仕組みが取り入れられています。

表面の、法第四節、第二十五条3項では、環境省令で定める事態に、都道府県が必要な措置を勧告し、命じることができます。

同4項では、市町村特別区などとの協力が盛り込まれていますので、事態改善の現場になっている市町村などから、都道府県への要請を受けて、逆に市町などへ協力を求められます。

環境省令で定める事態は表面の通りです。

右のA4サイズポスターチラシ（カラー印刷）
を用意しています。

ホームページからのプリントは > ねこだすけ
> アーカイブ > チラシ・ポスターはこちらから
> [動物愛護法] 増えて虐待飼育のおそれがあるとき 

送付ご希望の際にはFaxでお知らせください。
「虐待のおそれ・チラシ希望」等として
・枚数
・お届け先郵便番号、ご住所
・お名前
・お電話番号（配達伝票用）
をご記入の上、03-3350-6440までFaxをお届けください。

お時間をいただくこともありますが、費用はかかりません。

都道府県の職員の指導や、同じく協力を求められる市区町村などの職員の指導の上でも、改善の見込まれない事態について、勧告にかかる措置を命じることができます。

法第四十六条の二では、その命令違反者に対して五十万円以下の罰金に処する。とされています。

省令で決めた事柄について、担当職員の指導を拒み、さらに勧告に従わず、命令に背いた際に、罰金50万円の犯罪者になります。

法のもとで罪人を生み出すことが目的ではなく、そのような違法行為を、役所と共に同じ目的を持ってなくすることで、多頭飼育の社会問題の解決を図ることができます。

